

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該中欄に掲げる土地改良事業を行うことについて令和7年9月17日適当と決定し、その関係書類を当該右欄に掲げる場所において同年10月3日から同月23日まで縦覧に供する。

令和7年9月26日

香川県知事 池 田 豊 人

土 地 改 良 区 名	土 地 改 良 事 業 名	縦 覧 場 所
高松東南部土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 南原2地区	高松市創造都市推進局 産業経済部土地改良課
高松市鬼無町土地改良区	単独県費補助土地改良事業 (かんがい排水事業) 清水地区	〃